

南進し海岸線に至り、同所から海岸線を西及び北東進し石巻市桃浦地内石巻市道桃浦二号線との交点に至り、同所から同市道を南東進し県道石巻鮎川線との交点に至り、同所から石巻市桃浦集落と女川町大石原浜集落を結ぶ歩道を東及び北東進し石巻市と牡鹿郡女川町との境界線に至り、同所から同境界線を北及び西進し石巻市有林一〇五林班い小班群と一〇四林班は小班群との境界線に至り、同所から同境界線を南進し石巻市道蛤浜通学路線に至り、同所から同市道を南進し石巻市道小竹浜蛤浜線との交点に至り、同所から南進し海岸線に至り、海岸線を南西及び北進し渡波港を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域。

三 存続期間

令和三年十一月一日から令和四年十月三十一日まで（一年間）

○宮城県告示第七七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城南部地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和三年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名

宮城南部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（水産林政部長振興課）、宮城県大河原地方振興事務所及び宮城県仙台地方振興事務所

所

三 縦覧期間

令和三年十月二十九日から令和三年十一月二十六日まで

○宮城県告示第七七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により宮城北部地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、宮城県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和三年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 森林計画区の名

宮城北部森林計画区

二 縦覧場所及び意見書を受け付ける場所

宮城県庁（水産林政部長振興課）、宮城県仙台地方振興事務所、宮城県北部地方振興事務所（栗原地域事務所含む）、宮城県東部地方振興事務所（登米地域事務所含む）及び宮城県気仙沼地方振興事務所

三 縦覧期間

令和三年十月二十九日から令和三年十一月二十六日まで

○宮城県告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市雄勝町雄勝字原一の四三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。
字原一の四三（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

○宮城県公報第二三四号(令和三年九月三日付け)中

ページ

四 上

後から

正 気仙沼市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

誤 気仙沼市本吉町東川内二二六の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)

同 同

後から

正 気仙沼市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

誤 気仙沼市(次の図に示す部分に限る。)

同 下

八

正 石巻市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

誤 石巻市湊字鹿妻山一〇五の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)